

開催期日 令和5年9月15日

開催場所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

## 中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

## 中島村農業委員会議事録

### 1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和5年9月15日 午後1時30分  
閉 会 令和5年9月15日 午後2時01分  
場 所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

### 2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する  
～第2号 処分について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する  
～第2号 処分について

### 3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者11名・欠席者1名

### 4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 本間俊一

### 5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 萱森枝里子

### 6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和5年第9回の農業委員会総会を開催する旨を宣した。  
会長（あいさつ）

どうも皆さん改めましてこんにちは。第9回中島村農業委員会総会のご案内を申し上げましたところ、大変季節柄お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

9月に入りまして、先ほどもお話ししたのですが、そろそろ稲刈りのシーズンということで、今までにない炎天下の中で稲刈りが始まったということですが、暑い中稲刈りをするのも大変ご苦労様だなというふうに思います。また、いわき管内の方では今回の雨でかなりの被害があったそうでございます。新聞などで被害状況はご存知だと思われませんが、白水阿弥陀堂というのが内郷の方にございまして、国宝なんですけれども、ここも浸水してしまったということで、大変復旧に時間がかかると同時にですね、国宝でございますから、いろいろなところで大変な問題があるのではないかとご推察を申し上げます。

さて、本日の案件でございますが、議案が3件ございます。どうぞ慎重審議をよろしくお願い申し上げます、大変措辞でございますが挨拶とさせていただきます。本日は大変ご苦労様でございました。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議 長

議事に入る前に議事録署名人の選出について、4番鈴木一男農業委員、5番水野谷一男農業委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第14号について、確認担当委員に報告を求めた。

4番芳賀敏行推進委員

議案第1号受付番号第14号につきまして、9月9日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さん、申請代理人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、また、譲受人は新規就農者であります。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

4番鈴木一男農業委員

議案第1号受付番号第14号につきまして、只今芳賀推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また芳賀推進委員と同様に、現地についても9月9日に確認いたしましたが無問題で、また、譲受人は新規就農者であります。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第2号受付番号第15号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第2号受付番号第15号につきまして、9月10日に、譲渡人・●●●●●さん、譲受人・●●●●●さんにお会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました問題はなく、使用収益権により既に譲受人が耕作をしている土地であり、問題はないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第2号受付番号第15号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また大木推進委員と同様に、現地についても9月10日に確認いたしました問題はなく、使用収益権により既に譲受人が耕作をしている土地であり、問題はないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第3号受付番号第7号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第3号受付番号第7号につきまして、本日、設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さん、●●●●さんの申請代理人・●●●●さんにお会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても本日確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第3号受付番号第7号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また大木推進委員と同様に、現地についても本日確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって、全議案審議終了の旨を宣した。

事務局長

その他に入る旨を宣した。

- 一点目 次回の農業委員会総会は、10月16日（月）に生涯学習センター輝ら里で行う。
- 二点目 「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討について
- 三点目 農地売却に関する相談について
- 四点目 令和5年度農地利用状況調査の結果について

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時  
令和5年9月15日 午後2時01分